



Go2-D64S

X.21 - I.430 Converter 取扱説明書

LED表示		
LED名称	LED表示色	説明
ON	緑	点灯時:電源ON
Sync	緑	点灯時:専用線(I.430)レイヤー1はアクティブ
RX	黄	点滅時:受信データあり
TX	黄	点滅時:送信データあり
STR	緑	機能割り当てなし
DTE	緑	点灯時:X.21に接続された機器がアクティブ (X.21 C信号がアクティブ)
L1	緑	機能割り当てなし
Act.	黄	機能割り当てなし
ERR	赤	点滅時:本機器に異常発生中
Loop	赤	点灯中:リモートループバック使用中 点滅時:対向側機器でループバック使用中

DIPスイッチセッティング		
DIPスイッチ番号	スイッチ位置	説明
1	上(オフ)	C信号はDTE機器の状態に従い対向機器へI信号として通知される
	下(オン)	C信号はDTE機器の状態に無関係でON状態となり、対向機器のI信号も常にONとなる
2	下記表(I.430 専用線インターフェースセッティング)を参照ください	
3		
4		
5		機能割り当てなし
6		
7		
8	上(オフ)	リモートループバック機能が無効化されます
	下(オン)	リモートループバック機能が有効化され、ループバックボタンを押すことでループバックできます

I.430 専用線インターフェースセッティング		
DIPスイッチ番号		説明
2	3	
上(オフ)	上(オフ)	B1チャンネルのみを使用した64kbps通信
上(オフ)	下(オン)	B2チャンネルのみを使用した64kbps通信
下(オン)	上(オフ)	B1&B2チャンネルを使用した128kbps通信
下(オン)	下(オン)	B1&B2チャンネルを使用しチャンネル間遅延保証をした128kbps通信(CDC機能※)

※CDC機能: B1チャンネルとB2チャンネルの伝送遅延が異なる場合、最大512ビットのバッファを使用し回線間遅延を補償します

D-Sub Connector 15ピン X.21インターフェース		
ピン番号	信号名	信号名称
1		未使用
2	T(A)	送信信号(A)
3	C(A)	制御信号(A)
4	R(A)	受信信号(A)
5	I(A)	表示信号(A)
6	S(A)	信号エレメントタイミング(A)
7		未使用
8	GND	シグナルグランド
9	T(B)	送信信号(B)
10	C(B)	制御信号(B)
11	R(B)	受信信号(B)
12	I(B)	表示信号(B)
13	S(B)	信号エレメントタイミング(B)
14		未使用
15		未使用



Go2-D64S

製品保証規定

無償修理規定

- 取扱説明書、本体貼付ラベルなどの注意書に従った正常な使用状態で無償保証期間内に故障したときは、お買い上げの販売店もしくは輸入代理店が無償修理をいたします。
- 保証期間内で無償修理を受けるときは、ご購入日時の証明できる書類(請求書や納品書)とともに本体・電源アダプタを、お買い上げ販売店の指示に従って、指定修理工場へお送りください。
- お買い上げ販売店の所在が不明な場合、本体シリアル番号をご確認の上で輸入代理店へお問い合わせください。
- 保証期間内でも次の時は無償修理の対象となりません。
 - 使用上の誤り・不要な修理および改造が施されている場合・改造による故障や損傷
 - お買い上げ後の輸送時に発生した故障や損傷・落下や水没に起因する故障や損傷
 - 火災・地震・水害・落雷・その他天災地変や公害・煙害・ガス害・異常電圧・指定外の使用(電圧・周波数)、水をはじめとする液体物に起因する故障やホコリなどによる故障や損傷、および変色
 - 定期点検に関わる費用
 - 無償保証規定で定める証明書類やその他事項が不正に訂正もしくは改変された時
- 無償修理期間はお買い上げ後1年間とし、お買い上げ日時の証明なき場合、輸入代理店出荷日から1年2ヶ月間とします。

有償修理規定

- 無償修理規定が適用されない修理は全て有償修理規定によります。
- 有償修理では修理を行わなくてもA)で定める費用が発生し、故障修理費用はB)の通りです。
 - 故障診断費用 一律 15,000円
 - 修理費用 故障状態によって異なりますが上限58,000円
- 修理に要する期間は約3週間です。

免責事項

- 本製品の製造者、輸入者、販売者、代理店を含む納入関連者(以下関連者)は本製品の故障・誤動作によって生じた二次的な損害について理由の如何を問わず免責とします。また、生じた故障において関連者の瑕疵が明確な場合に限り、無償保証期間外であっても納入から5カ年、また納入価格の70%を上限として無償修理を行います。修理費用が70%を越える場合は、本製品の新品と交換いたします。本製品が製造中止等の事情により新品と交換できない場合には、納入価格を上限として同等製品を納入する費用とすることができますが、納入価格を越える場合、その差額の支払いは免責とします。
- 本製品の輸入者および販売者とその代理店は、製造者の仕様変更もしくは製造者に起因する原因で生じた如何なる問題について、解決に向けた最大努力をいたしますが、その問題に起因する如何なる損害についても賠償の責務を負いません。
- 本保証規定および免責事項は、本製品の使用を開始した時点で有効となり、使用者は全ての条件に同意したものとします。ここで言う使用開始とは、本製品が使用者によって通電された時と定義し、本製品を使用するシステムや設備の使用開始とは異なります。
- 本製品の販売者は、使用者に対し本条件を本製品使用開始前かつ無償返品が可能な条件を満たす状態で閲覧できるようにしなければなりません。